

## 令和 11 年度 公立保育所の民間移管について

- ・ さいたま市では、今後の公立保育所のあり方について、「さいたま市 公立保育所のあり方に関する基本方針」（以下「基本方針」といいます。）を策定しました。
- ・ 「基本方針」は、令和 10 年度以降、公立保育所の再編と機能向上を推進し、新たに公立保育所が地域の子ども・子育ての支援と民間保育所等の支援の役割を担うことで、市全体の保育の質の向上を目指す指針となるものです。

### 1. 基本方針について

- 公立保育所を「基幹型公立園」、「一般型公立園」、「民間移管等園」に分類し、再編と機能向上を実施します。

基幹型公立園	公立保育所として継続し、保育に加えて地域の保育所の基幹として地域支援と民間支援等の機能を新たに担う園
一般型公立園	公立保育所として継続する園
民間移管等園	将来的に民間に運営を移管する園

- 公立保育所の再編と機能向上は、令和 10 年度から実施します。「民間移管等園」に分類される公立保育所につきましては、令和 10 年度以降、毎年度 3 園程度ずつ民間移管を行う予定です。

### 2. 公立保育所の民間移管について

- 令和 11 年度に民間移管を行う園は下記の 3 園です。

区	園名	所在地
大宮	<b>大成保育園</b>	大宮区 大成町 3-655-1
浦和	<b>駒場保育園</b>	浦和区 駒場 1-27-7
岩槻	<b>美幸保育園</b>	岩槻区 美幸町 3-18

- 公立保育所の民間移管にあたっては、運営事業者の公募により、しっかりとした運営ができる法人の選定を行うとともに、公民あわせた引継ぎ保育等により、丁寧な引継ぎを行うなど、移管前の公立保育所の保育の質を維持した上で実施します。
- 令和 11 年度の民間移管までのスケジュールは下記のとおりを予定しています。
  - ・ 令和 8 年 1 1 月頃～ 運営事業者の公募開始
  - ・ 令和 9 年 8 月頃 運営事業者の決定
  - ・ 令和 10 年 4 月～ 引継ぎ保育の実施
  - ・ 令和 11 年 4 月～ 民間移管
- 令和 12 年度に民間移管を行う園は、令和 8 年度中の公表となる予定です。（毎年度、順次公表を予定しています。）

### 3. 公立保育所の入所について

- 「基幹型公立園」及び「一般型公立園」は令和 10 年度以降も引き続き公立の保育所となります。
- 今後、「民間移管等園」に入所する園児は、通園している園が在園中に民間移管となる可能性があります。
- 在園中に民間移管が行われることを避けたい場合は、「基幹型公立園」又は「一般型公立園」の入所をご検討ください。
- なお、「民間移管等園」のうち、民間移管の時期が決定した園からの転園を希望する場合は、転園の際の加点の対象となります。

### 4. お問い合わせ先

さいたま市 子ども未来局 子育て未来部  
保育課 公立保育企画係  
TEL 048-829-1862  
FAX 048-829-2516  
メール hoiku@city.saitama.lg.jp

★さいたま市 WEB サイトも  
あわせてご覧ください。

